

豊川市監査公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年3月30日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

教育委員会学校教育課

2 監査の範囲

平成27年4月1日～平成29年1月18日

3 監査の実施期間

平成28年11月7日～平成29年1月18日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

- (ア) 教職員・児童・生徒の健康診断業務及び児童・生徒の小児生活習慣病検査業務の契約について、1者見積による随意契約となっているので、競争原理が働く契約を検討されたい。
- (イ) 豊川市児童・生徒教育指導事業委員会、豊川市現職研修委員会、豊川市学校保健会及び豊川市不登校対策委員会への委託について、委託先の団体委員の中に、市職員（教員等）が含まれている。また、委員会の審議機能と委託事業が混在しているように見受けられる。さらに、各委員会の現金管理を市の職員が行なっている。これらのことから、委託のあり方について、見直しを検討されたい。
- (ウ) 各学校の要望により、学校教育課が購入し学校に配備した理科教育設備備品は、学校教育課が管理する備品として備品台帳を作成していたが、直接、学校に納品され納品の検査から備品の管理を学校に任せているため、適正な備品管理事務について検討されたい。

イ 改善事項

- (ア) 次の補助金及び交付金の交付要綱について、交付対象及び交付額が不明確であるため、改正されたい。
 - a 交付対象及び交付額が不明確なもの
 - (a) 学校保健会交付金
 - (b) 私立高等学校運営費補助金
 - b 交付額が不明確なもの
 - (a) 愛知県中小学校体育連盟豊川支所補助金

(イ) 学校教育課が団体事務局を所管している4団体（豊川市児童・生徒教育指導事業委員会、豊川市現職研修委員会、豊川市学校保健会、豊川市不登校対策委員会）について、通帳及び印鑑の管理を1人の職員が行っているため、補助金等交付団体の現金等取扱要領（平成27年1月23日財政課通知）に準じた管理に改善されたい。

ウ 意見

私立高等学校運営費補助金について、所管課では、この事業の成果に注視して、市民に対して分かりやすく客観的な数字で表すなどの評価を加えることを検討されることを望むものである。